

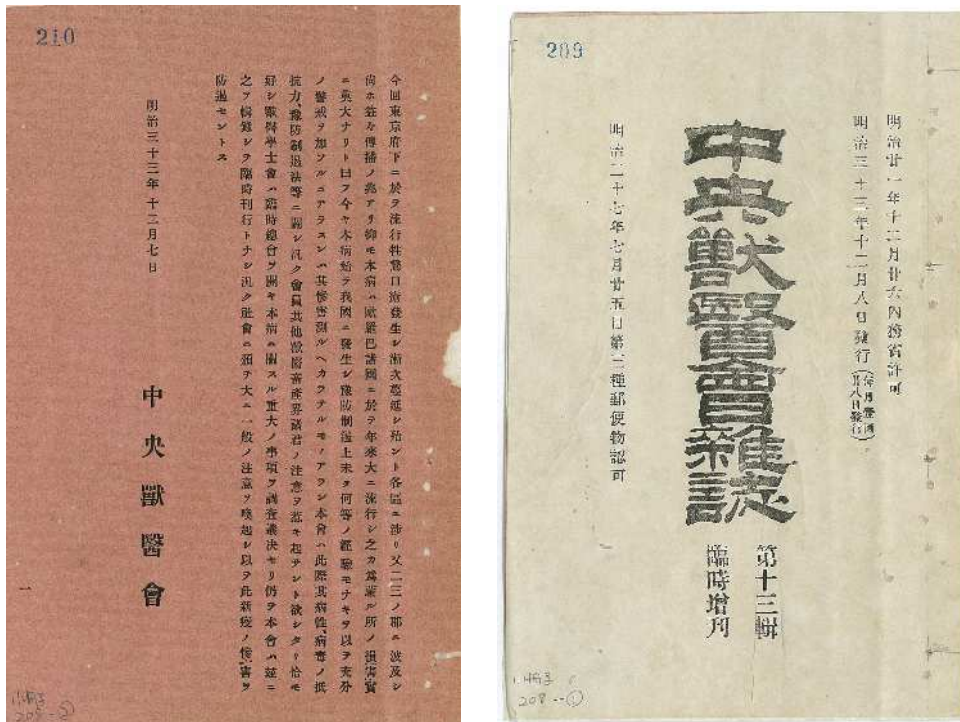
本県公文書（歴史資料）にみえる

わが国初の口蹄疫発症関係資料について

宮崎県文書センターでは、所蔵の歴史資料文書の詳細な件名目録を作成作業中であるが、このほど「農工商水産林業関係諸令達通牒」という簿冊群の中から、明治三十三年（一九〇〇）東京府七区二郡において、わが国で初めて発生した口蹄疫（「流行性驚口瘡」「口足病」とも）に関する史料が見出された。

牛の病気については、江戸時代の県内史料にもいくつかその例が見える。寛永十七年（一六四〇）の「牛疫」で、諸国の牛が多数死んだ例（年代実録）や、天保十四年（一八四三）の「牛之病」（永浜文書）、「牛疱瘡」（年代実録）などである。明治二十九年三月二十九日、国は法律第六十号「獣疫予防法」を公布（明治三十年四月一日施行）した。この法で牛・馬・羊・豚・犬を対象として、一、牛疫 二、炭疽 三、気腫疽 四、鼻疽及皮疽 五、伝染性胸膜肺炎 六、流行性驚口瘡 七、羊痘 八、^豚豕虎列刺 九、豕羅斯疫 十、狂犬病の一〇の病気を獣疫として指定し、さまざまな予防対策を施した。明治三十三年の東京府下の口蹄疫発症は、この法の施行直後のできごとである。当時の日本は日清戦争後で、軍馬や役馬、役牛、肉牛の育成、肉豚の増殖に力が注がれていた時期でもある。

口蹄疫発生当時の状況を知る主なる史料は、史料 明治三十三年十二月八日発行「中央獣医会雑誌第十三輯」の臨時増刊号（写真）と、関係告示等史料 の五点である。



史料 「中央獣医会雑誌第十三輯」臨時増刊号（表紙、1頁）

史料 「官報第五千二百二十九号」

農商務省告示第百三十一号

客月下旬ヨリ東京府下ニ於テ流行性鷲口瘡發生シ其流行、芝、麻布、小石川、本郷、浅草、本所、深川、北豊島、南葛飾ノ七区ニ郡ニ涉リ益々蔓延ノ兆アルニ依リ此際特ニ予防消毒上厚ク警戒ヲ加フヘシ

明治三十三年十二月五日 農商務大臣 林 有造

史料 「県知事宛 農商務書記官より申進」

農務第一九九号

客月下旬ヨリ東京府下ニ於テ流行性鷲口瘡發生シ益々蔓延ノ兆アルニ付、本日右予防ニ関シ警戒方第百三十一号ヲ以テ告示相成候処、該病八今回始メテ本邦ニ發生シタルモノニシテ各地トモ己ガ經驗ナキハ勿論、其病性險悪ナラサル力故ニ輕々觀過スルノ虞ナントセス、然ルニ該病ノ伝染力タル強大ニシテ僅々ノ時日中ニ汎ク伝播シ、甚シキハ全国ノ家畜ヲ侵襲シ乳肉ノ産額ヲ減シ使役ヲ妨タル等經濟上重大ノ關係有之候間、此際一般ノ注意ヲ惹起シ宜シク応急ノ方法ヲ講シ苟モ發生ノ兆アルニ於テハ速ニ消滅ニ至ラシムル様予防制遏方御注意相成度此段為念申進候也

明治三十三年十二月五日

農商務省農務局長代理

農商務書記官 酒匂常次

印

宮崎県知事 園山 勇 殿

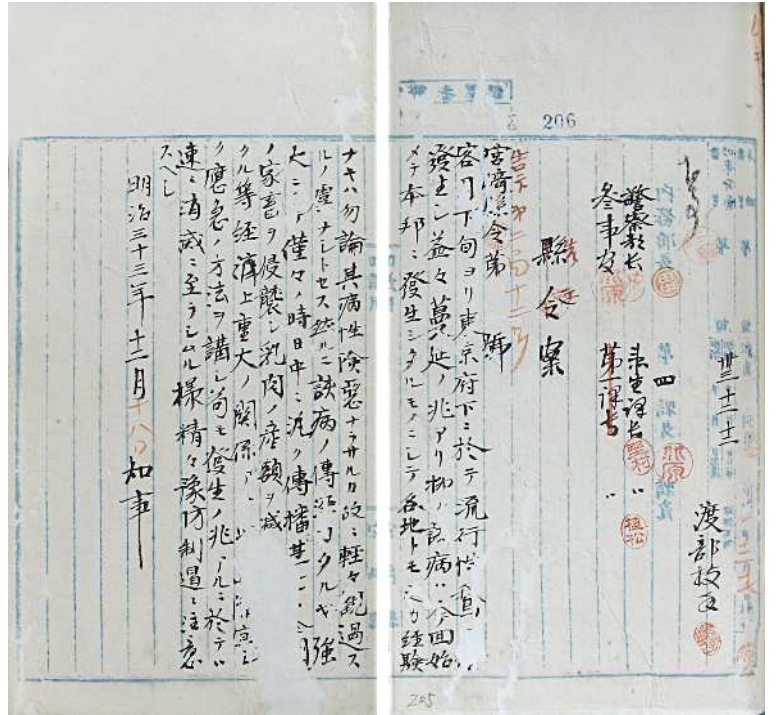
史料 (案文 明治三十三年十二月十二日 決裁)

宮崎県

告示二百十二号

客月下旬ヨリ東京府下ニ於テ流行性鷲口瘡發生シ益々蔓延ノ兆アリ柳々該病八今回始メテ本邦ニ發生シタルモノニシテ各地トモ之力經驗ナキハ勿論、其病性險悪ナラサル力故ニ輕々觀過スルノ虞ナシトセス、然ルニ該病ノ伝染力タルヤ強大ニシテ僅々ノ時日中ニ汎ク伝播シ、甚シキハ全国ノ家畜ヲ侵襲シ乳肉ノ産額ヲ減シ使役ヲ妨タル等經濟上重大ノ關係アルヲ以テ、此際宜シク応急ノ方法ヲ講ジ、苟モ發生ノ兆アルニ於テハ速ニ消滅ニ至ラシムル様精々予防制遏ニ注意スヘシ

明治三十三年十二月十八日 宮崎県知事 園山 勇



史料 案文 明治三十三年十二月十二日 決裁

史料 御照会案

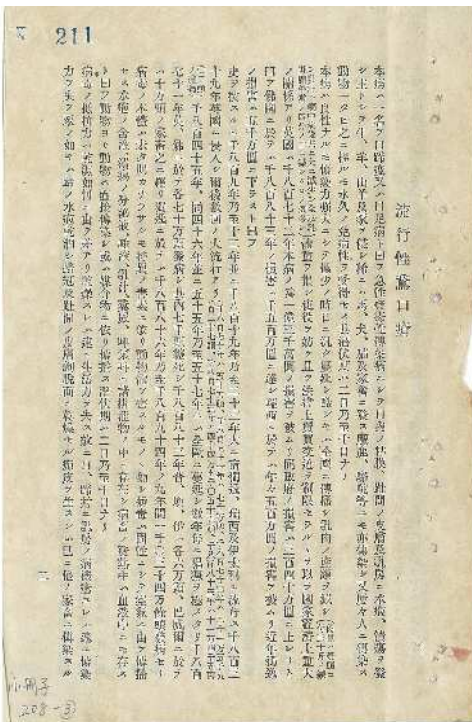
各郡長

内務部長

四 第三六八五号

三十三年十二月十九日施行

客月下旬以来東京府下ニ於テ流行性鷲口瘡発生ニ付、予防制遏方
 第二百十二号ヲ以テ告示相成候処、該病ニ関スル歴史公衆衛生上
 ノ關係其他療法并ニ予防消毒法心得方ハ、本県録事ヲ以テ明示相
 成候ニ付、御郡下人民ニ於テ錯誤無之様御訓示相成度依命此段及
 通牒候也



史料 「中央獣医学会雑誌第十三輯」
 臨時増刊号（2頁）

史料 明治三十三年十二月八日発行「中央獣医学会雑誌第十三輯臨時増刊号」

なかでも注目されるのが、この史料である。今から二二五年前に世界がこの病気とどのような取り組みをしていたかがうかがえるものである。その内容は、「流行性鷲口瘡」「公衆衛生上の関係」「療法」「予防法の要項」「予防法の解除」「消毒法」、そして「参照逸帝国流行性鷲口瘡の予防法」として関係法規があげられている。

「流行性鷲口瘡」では、まずこの病気は「流行性鷲口瘡」また「口蹄疫」「口足病」ともい、歴史的には十九世紀初頭に南ドイツで流行し、これまでヨーロッパ各国（ドイツ・スイス・イタリア・イギリス・フランスなど）にみられ、その拡大の経路と被害状況、経済的な打撃、さらに対策の基本と伝染の特徴について述べている。

「公衆衛生上の関係」では、病牛の生乳を飲用した場合の症状や飲用の注意点についてふれている。

また「療法」では、「緊急接種法」として予防接種について次のよう記している。

緊急接種法 本病大流行ノ際ニ方リ其ノ経過ヲ短縮シ、平等ニ発病セシメ且速ニ治療セシムルノ目的ヲ以テ病毒ノ接種法ヲ行フコトアリ、之ヲ緊急接種法ト曰フ、此法ハ病勢輕易ナルカ又ハ伝染ノ危険切迫シテ到底全群ノ伝染免レ難シト認ムル場合、又ハ隔離遮断ヲ行フニ便ナル発病地ニノミ施行スヘシ、接種ノ術式ハ簡単ニシテ口粘膜ニ病畜ノ唾液ヲ塗布シ或ハ「ランセット」ヲ以テ皮膚ニ接種シ豕ニ於テハ接種鍼ヲ以テ鼻端ニ之ヲ植ウ、但シ之ヲ行フニハ必ず獣医ニ依頼スルヲ要ス、本病ノ予防接種法ハ未タ確實ノ効ヲ奏シタルモノナシ (豕ニ豚のこと)

さらに「予防法の要項」では次の十五項目をあげている。

- 一 本病発生シタルトキハ速ニ検査委員ヲ設クルコト
- 一 流行地ハ勿論其ノ附近ニ在ル反芻獣及豕ノ健体検査ヲ行フコト
- 一 本病ヲ発見シタルモノハ速カニ之ヲ届出ルコト
- 一 本症発生ノ届出ヲ受ケタル官庁ハ速カニ其旨ヲ管内ニ告示シ隣近府県及鉄道船舶ニ由リ家畜ノ交通アル府県ニ通報スルコト
- 一 流行ノ状況ニ依リ発病ノ場所、町村又ハ郡県ヲ遮断区域ト為シ

其遮断ヲ励行スルコト

- 一 遮断区域内ハ人畜(馬ヲ除ク)ノ出入交通ニ制限ヲ加フルコト
- 一 土地ノ状況ニ依リ隔離法ヲ安全ニ実行スルヲ得ハ健畜ハ病畜ヨリ隔離スルコト
- 一 流行地域内其他之二接シタル附近ノ場所ニ於テハ家畜市場(馬ヲ除ク)又ハ共進会其他家畜ノ群集ヲ停止スルコト
- 一 本病流行中警察官ハ牛馬宿、貸厩、共同牧場ヲ監督シ他人ノ反芻獣及豕ヲ繋留シ放牧スルヲ許サ、ルコト
- 一 発病舎内又ハ流行地域ニ於テハ犬、猫、家禽ヲ徘徊セシメサルコト又可成野鳥ノ群集ヲ防クコト
- 一 流行ノ地域近傍ニ反芻獣及豕ノ牽行ヲ許サ、ルコト
- 一 特別ノ許可ヲ得テ流行地ヲ出入スル反芻獣及豕ハ可成車ヲ以テ搬送スルコト
- 一 屠獣場及獸類化製場ハ衛生警察的監督ヲ嚴ニシ最モ清潔消毒法ニ注意セシムルコト
- 一 肉牛ハ其發送地ノ警察官及獣医又ハ検査委員ノ検査ヲ受ケ健康証ヲ携ヘシムルコト此証ナキモノハ輸入ヲ許サ、ルコト
- 一 外国ヨリ輸入ノ反芻獣及豕ハ検査スルコト

これらの対策は、さきの「獣疫予防法」をもとに、最も早くからその病気がみられた西欧諸国、なかでもドイツの対策を参考にして

いると思われる。

また、この直後の明治三十三年十二月二十二日の「官報」では、千葉県で同月一〇日、十三日の両日に各一頭の流行性驚口瘡の発生の報告があった。